

## 論文 5

## 親子間の葛藤～親殺し・子殺し

日立財団 Web マガジン「みらい」編集主幹  
拓殖大学政経学部  
教授（犯罪学・刑事法専攻）

守山 正

## はじめに

わが国の特徴でもあるが、家族間、とくに親子間における殺人が多い。といっても殺人の発生件数自体あるいはその人口比は諸外国に比べると圧倒的に少ないのであるが、殺人事件に占める家族構成員間の犯行の比率が高いのである。つまり、家族の構成員が相互に加害者になったり被害者になったりして悲劇が繰り返されているのが実情である。それではなぜわが国は家族間の殺人事件が多いのであろうか。その理由は以下で考えることにする。

一般的に言って、家庭は人々が最も安心できる空間である。誰もが仕事や勉強、旅行を終えて我が家に足を入れるとほっとする気持ちになるのは、我が家という親しみのある空間もさることながら、家族に守られていて安全を実感できるからであろう。まさしく家庭は安住の場所であり、最も平和を感じる場所である。つまり、親は子を守り、子は親を慕う構図がわれわれの描く家庭であり、家族であろう。

他方、そのような安住の場所であるはずの家庭が、社会の中で最も危険であるという一群の人々がいる。そのような人々にとって家庭では日々の葛藤が絶えず、憎しみや憤怒が充満し、安寧が得られない空間となっている。それがどれほどの苦痛を与えるのか、自分でも戻るべき家庭がなくなったことを考えてみるとよい。家庭で虐待を受けていたり、両親が不和で毎日のように夫婦喧嘩を目撃している子どもたち、介護が必要でありながら家族に疎まれたりして、気遣いながら余生を生きる高齢者。想像しただけでも居たたまれないような気になるのは私だけではないであろう。

子殺し・親殺しのテーマについては、多くの学問分野からのアプローチがみられ、社会学・心理学・精神医学・法学・政治学などから多様な見方が提示されている。この論文では、これらの視点を統合しながら、そのような親子の葛藤にねざす家庭内殺人、いわゆる親殺し・子殺しの闇に迫ろうとするものである。

## 1. 家族間の殺人

## 1-1 わが国の殺人の実態と特徴

## 1-1-1 殺人における面識関係

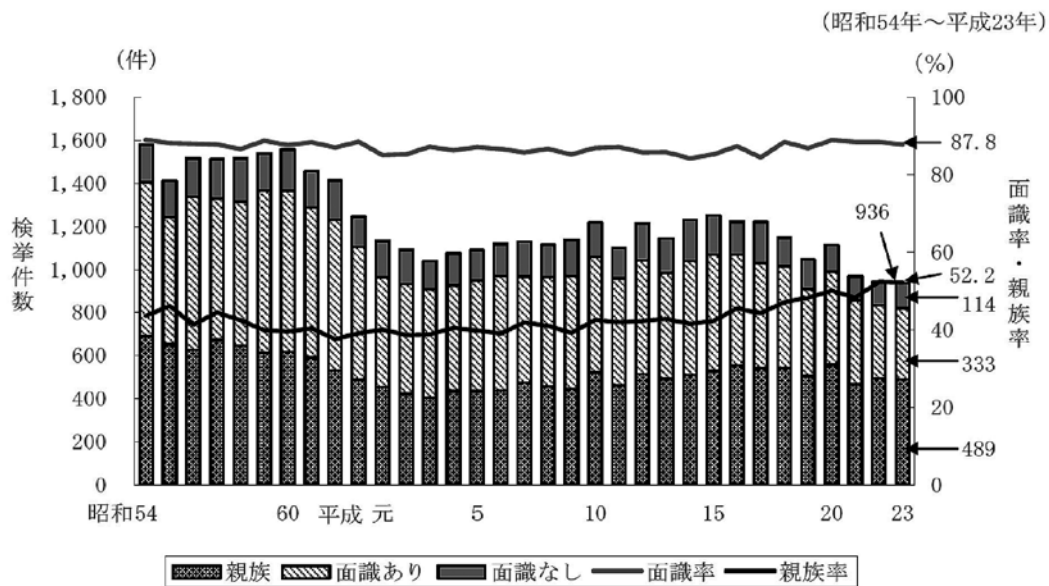
犯罪白書平成 28 年版によると、平成 27 年における殺人<sup>1</sup>の認知件数は 933 件である。全般的になだらかな減少傾向にある。昭和 30 年（1955 年）前後に 3,000 件程度発生したことからすると、約 60 年で 3 分の 1 を切ったことになり相当の減少であるといえる。このように統計的

論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

にみると、わが国は着実に安全、安心な社会へと向かっているようにみえる。しかしながら、図1からもわかるように、わが国の殺人現象には大きな特徴がみられる。すなわち、欧米と異なって、いわゆる面識なしの殺人（そのうち特別な動機もなく無差別に殺害する行為は「通り魔殺人」などと呼ばれるが）は非常に少なく、逆に加害者・被害者間に面識がある場合がきわめて高く、なかでも親族による殺人が多い。このような実態は、われわれ日本人にとって2面的な意味をもつ。一つは、前述の通り、家庭は必ずしも安全な空間ではないという点であり、家族間の葛藤は暴力の場に化してしまうという危険性である。もう一つは、家族間でさえうまくやっていけば、まず人生において殺人の被害者になるリスクは限りなくゼロに近いことである。かつてのアメリカ・ニューヨーク市のように、少年の死因の第一位は殺人であるというような国とは安全性の観点からは全く異なった国なのである。

本稿のテーマである親族間の殺人の問題に戻ろう。統計によると、平成23年（2011年）では殺人全体のうちその比率（親族率）が52.2%と半数を超える。このような傾向を調査した法務省法務総合研究所は、「親族、面識のある相手との関係における問題が殺人の動機を抱く契機となることが多い」と指摘する<sup>2</sup>。

図1 殺人事件における加害者と被害者の関係



※法務省の資料による。

<sup>1</sup> 殺人とは殺意を持って他人を死に至らしめる行為であるが、実際の統計、たとえば犯罪白書に記載された殺人件数には実際の殺人既遂だけでなく、殺人未遂が含まれ、さらに殺人の準備行為（殺人予備）、自殺を手伝う自殺関与・同意殺人、これらの未遂罪も含まれるし、強盗殺人は強盗のカテゴリーとされるので、その発生件数の見方には注意が必要である。

<sup>2</sup> 法務省法務総合研究所「研究部報告50」（2013年）

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

さらに、最近の警察統計によると、平成 28 年における殺人既遂・未遂検挙件数は計 810 件であり、そのうち「面識あり」は 713 件（88%）、この中で親族関係にあるのは 440 件、つまり約 54% が親族被害者で占められている。したがって、この数年の殺人における親族率は半数を超える状況であり、端的に言えば、わが国の殺人の半分は家族で発生していることになる。次に、親子関係でみると、親が子の殺害に関わった事件は 103 件、子が親の殺害に関わった事件は 124 件でやや後者が多いという状況である。つまり、現代日本において親殺しが子殺しを上回る状況であり、さらに表 2 は、親族に対する殺害行為を行った者（未遂を含む）の年齢をみたものであるが、未成年者が親の殺害に関わった事件は 11 件、高齢者が子の殺害に関わった事件が 26 件であり、子殺し、しかも老人による子殺しが目立つ。しばしば見聞する引きこもり状態にある成人の息子を老齢の親が殺した事件などがこれに当たる。表 1 に示されたこの 10 年の動きでは、殺人件数は 2 割ほど減少しているが、親殺し・子殺しの動きはそれほど大きな動きがない点に注目すべきであろう。他方で、表 2 によると、未成年者による親殺し・子殺しも目立つ。親殺しの点では、かつて家庭内暴力は中学生・高校生の男子が反抗期に母親を殺す事例がみられたが、今日でも少数ながら毎年 10 件前後発生している。さらに、65 歳以上の高齢者による配偶者殺が多いのは、典型的には日常的に続く老老介護のような絶望的な家庭事情の中で発生していると考えられる（介護に関する親殺しの事例は後述）。このようにして、高齢者も未成年者もそれぞれの年齢時期に固有の葛藤を抱えていることが理解される。老齢を迎えた晩年期に家族の将来を案じて悩む高齢者、思春期になって親との関係がこじれて反抗する青少年。これらの現象はどの家庭にも程度の差こそあれ生じるものではあろうが、殺人となると言うまでも無く一線を越えている。それほど闇が深い。

表 1 親族対象（被害者）別の殺人検挙件数

平成		19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
	検挙総数	1052	1120	989	944	941	884	858	934	864	810
親 族 被 害 者	配偶者	192	200	152	184	158	153	155	157	147	158
	親	133	143	121	121	153	137	144	115	131	114
	子	102	130	101	104	104	114	98	110	112	103
	兄弟姉妹	42	36	48	43	46	42	36	39	44	37
	その他	37	49	30	52	28	27	26	30	24	28

※警察庁の資料による。

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

表2 親族殺害の年層別（加害者）検挙件数

被疑者 年層	被害者との 親族関係	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	10年 間総計
14歳 から 19歳	配偶者	0	2	1	0	1	1	0	0	0	1	6
	親	8	9	13	9	11	13	7	8	14	11	103
	子	4	1	3	3	5	3	1	4	2	4	30
	兄弟姉妹	3	1	5	7	3	5	2	2	6	5	39
	その他	6	3	1	4	1	1	5	2	8	6	37
20歳 から 64歳	配偶者	148	126	100	113	110	94	91	98	87	98	1065
	親	122	126	104	110	136	123	131	104	107	99	1162
	子	85	104	84	66	68	82	73	66	80	73	781
	兄弟姉妹	32	32	36	30	37	31	28	31	31	28	316
	その他	24	35	23	32	22	20	15	20	13	15	219
65歳 以上	配偶者	44	72	51	71	47	58	64	59	60	59	585
	親	3	8	4	2	6	1	6	3	5	4	42
	子	13	25	29	32	31	29	24	40	30	26	279
	兄弟姉妹	7	3	7	6	6	6	6	6	7	4	58
	その他	7	11	6	9	5	6	6	8	3	7	68

※警察庁の資料による。

## 1-1-2 殺人の動機

図2は、さらに殺人の動機を調査したものである。この図では必ずしも明瞭に親族間の殺人に関する動機が分類されておらず、確定的なことはいえないが、平成19年の統計から「介護・看病疲れ」と「子育ての悩み」が取り入れられており、前述したように、これはこの種の動機が目立ってきたことを反映したものと思われる。

このように、わが国の殺人は半分以上が家族・親族によって行われており、しかも血のつながりのある者同士による殺害である。この現象や傾向は他の国にはみられない。欧米の場合、一般的に家庭内殺人といえばDVによる配偶者やパートナーの殺害であろう。わが国の特殊性についてはかなり早くから指摘されてきた。たとえば、嬰兒殺に関しては、やや古い話ではあるが、1972年に東京で開催された国際心理学会でニューヨークと東京の犯罪状況が比較された研究でも議論されている<sup>3</sup>。すなわち、当時、窃盗・強盗・殺人等の犯罪においてニューヨーク市は東京の10倍以上の事件が発生していながら、母親が1歳未満の子どもを殺す嬰兒殺の事例では東京が圧倒的に多いという指摘がなされており、わが国における家族による殺人の特異性が強調された。実際、この当時、新聞などのメディアでも大々的に子殺しのニュースが増えた時期と一致するという。

論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

図2 殺人の動機・原因

(平成10年, 15年, 20年, 23年)

順位	平成10年		平成15年		平成20年		平成23年	
	動機・原因	構成比	動機・原因	構成比	動機・原因	構成比	動機・原因	構成比
1	憤怒	41.5%	憤怒	44.4%	憤怒	41.9%	憤怒	43.4%
2	怨恨	17.7%	怨恨	16.2%	怨恨	17.9%	怨恨	15.8%
3	痴情	7.0%	痴情	5.0%	痴情	4.8%	同率 動機不明	5.7%
4	異常めいてい・精神障害等	5.7%	異常めいてい・精神障害等	4.5%	異常めいてい・精神障害等	4.6%		介護・看病疲れ
5	生活困窮	2.7%	その他の利欲	2.7%	介護・看病疲れ	4.3%	同率 異常めいてい・精神障害等	4.7%
6	動機不明	2.3%	動機不明	2.7%	生活困窮	4.1%		子育ての悩み
7	その他の利欲	2.0%	生活困窮	2.6%	動機不明	3.0%	同率 痴情	3.2%
8	服従迎合	1.4%	服従迎合	2.2%	子育ての悩み	2.8%		生活困窮
9	債務返済	1.2%	債務返済	1.9%	その他の利欲	2.1%	その他の利欲	1.2%
10	自己顕示	1.1%	同率 保険金目当て 自己顕示	1.7%	債務返済	0.8%	性的欲求	0.9%

<sup>3</sup> 佐々木保行編著『日本の子殺しの研究』（高文堂書店、1980年）154頁。

1-2 家庭内殺人の態様と法制度

わが国では伝統的な家庭内殺人の態様として、一家心中・親子心中、嬰兒殺（墮胎・間引きを含む）、児童虐待死、障害児殺などが分類されているが、これに高齢者殺もここにちでは含めるべきかしのれない。以下に少し詳しくみてみよう。

1-2-1 心中

心中は欧米に少ない行動型であるとされる。わが国ではかつて心中事件が多発したが、近年は減少傾向にある。心中は自殺の一形態と考えることもでき、わが国では自殺は犯罪とされていない<sup>4</sup>。しかし、とくに母子心中、子どもを含む一家心中は結果的に子どもに無理を強いる犯罪（いわゆる無理心中）であり、法律的には殺人罪で対処する機会が多い。家族の成人間の心中では、自殺関与罪が適用される可能性がある。つまり、これは自殺を手助けしたり、殺害を依頼されてそれに応じたりする場合であるが、他人が関わる自殺は関与者を処罰しているのである。もっとも、多くの心中事件や自殺関与罪では比較的寛容な刑罰が科されることが少なくない。それは加害者も苦しんだ末の犯行だからである（下記のアメリカのケースはその典型であろう）。しばしば、心中は「愛他的殺人」などと呼ばれるゆえんである。

心中はわが国では歴史的にみても古くからみられる現象であり、かつては多くの文学作品にも登場した。古くは近松門左衛門の「曾根崎心中」が、近代では三島由紀夫「金閣寺」がよく知られるし、多くの作家が手がける人間のはかなさが表出したテーマである。作家太宰治は自ら愛人とともに自殺を図った話はあまりにも有名である。しかし、心中の扱いは西欧社会では異なる。母子心中のような子どもを道連れにする行為を厳しく処罰しているのである。そこで思い出されるのが数十年前にアメリカ・サンタモニカ市で日本女性が子どもを道連れに心中を試みた事件で、

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

自分は生き残った女性に最も重い第1級殺人罪が適用された話である。このように、親子心中は彼の地では全く理解されず厳罰が適用される動きがみられた。もっとも、実際の裁判では女性の心神耗弱が認められ、1年6月の禁錮刑であったようである。外国とりわけ西欧社会では、老若男女を問わず、個の確立（個人主義）がみられ、わが子といえども「他人」であって親の所有物ではなく、またキリスト教の影響から自殺は厳しく戒められており、この母子心中事件は現地では異様にうつったのである。

外国との比較としては、わが国で母子心中のケースに対して在日外国人（主として欧米人と思われる）の反応を調べた興味深い調査がある<sup>5</sup>。それは次のようなケースであった。

「Hさん（25歳）は、会社での人間関係がうまくいかないため、いつも酒を飲んで遅く帰宅するので、妻のC子さん（23歳）と口論が絶えなかった。ある日、長女S子ちゃん（生後5ヶ月）が風邪をひいてなかなか泣きやまなかった。S子ちゃんが泣きやまないことから、また口論となった。Hさんは帰宅する前に、酒を飲んでいたので、酒を飲み直してくるといって、再び出て行ってしまった。Cさんは、夫の理解のなさや夫婦間の愛情がなくなったことから、将来を悲観して、S子ちゃんを紐で締め殺し、自分も首つり自殺をした。」

この事例に対して、調査対象者の在日外国人はどう反応しただろうか。最も多い回答は「Cの夫にも責任がある」（33.5%）ではあるが、「Cは愚かだ」という回答が少ないにしても、5%あることに注目する必要がある。この事例について、大半日本人はCに同情的であり憐憫の情を隠せないのではないだろうか。なかなか「愚か」という言葉は出てこないように思われる。どう見ても子育てを妻一人に任せきりにした夫を非難することになるであろう。このように、わが国ならば、どちらかというと涙を誘うような哀れさが漂うが、前述したように、欧米のように個の確立した社会では、いわば子どもを私物化した親の心理は理解されない現象なのである。

<sup>4</sup> 世界の国々の中には自殺自体を処罰しているところもある。実際、イギリスでは第二次大戦直後くらいまでは自殺法が制定されており自殺行為を処罰していたが、現在は自殺関与でない限り処罰されない。近年、自らの生命に対する自己決定権が確立するようになると、自殺を犯罪としない非犯罪化が進んでいる。

<sup>5</sup> 佐々木編・前掲書 126頁

### 1-2-2 嬰兒殺し

外国の法制では嬰兒を殺す行為を独立の犯罪要件にする事例が多くみられる。つまり、嬰兒殺と他の殺人を区別する法制である。もっと言えば殺人をさらに故殺と謀殺に分ける法制も珍しくない。わが国のようにすべての殺人類型（財産奪取を目的とする強盗殺人は除く）をわずか1ヶ条（199条）だけで規定する形態はむしろ例外に属する（従前はわが国には尊属殺が普通殺人と分けられていたことは後述する）。もっとも、第二次大戦以前から、刑事司法機関の実務では、1歳未満の者を殺した場合には嬰兒殺に分類されて、統計にも計上されるなどの区別は行われてきた。

しかし、はたして嬰兒殺とは何かと考えると意外と難しい。国によっては、嬰兒は出産直後が想定されるところもあれば、1歳くらいまでを含む例もあり、また、行為者も母親に限定するのか、父親や祖父母も含めるのかで現象的な分析は異なってくる（もっとも、わが国で嬰兒殺はほとん

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

ど母親によるものである)。さらには嬰兒殺を厳密に考えると、物理的に出産後に限定すれば刑法上「人」に対する攻撃であるが、社会的な意味では妊娠中の墮胎もいわば嬰兒殺と同様にみることができるから、子殺しを全体的に考察するのであれば、現象的には嬰兒殺だけではなく墮胎も含めて考える方がより現実的である。

外国法制にみられる嬰兒殺がとくに設けられている理由は刑を軽くするためである。これは、世間体を恥じた行為（私生児などの子どもを産むこと自体が世間に知られたくないといった事情、あるいは近親相姦による妊娠による出産といった事情など）であるために、あるいは出産の母親に対する心理的負担に対する理解であるために、といった理由が考えられる。要は、嬰兒殺は母親の特殊な社会心理的な状況（望まぬ妊娠など）に対する同情のゆえに刑が軽くされているのであろう。わが国でも、同じ殺人とはいえ、実際には嬰兒殺に対しては裁判でも寛容な刑罰が適用されている。実際、多くの嬰兒殺では執行猶予がつけられている。言い換えれば、わが子を殺さねばならないほどに追い詰められた母親もまた被害者であるという感覚がみられるのではないだろうか。それは先述の「間引き」の風習が広く認められていたわが国の事情と通じるところがあるように思われる。

1歳未満の嬰兒を殺す事案は、近年次第に減少傾向にある（表3）。実際、昭和50年前後では200名以上の嬰兒が殺害されており、ニュースでも「コインロッカー・ベビー」などのショッキングなネーミングで社会に衝撃を与えた時期もみられたが、現在では10人前後と大幅に減少しており、確かに嬰兒殺のニュースはそれほどの頻度では聞かなくなった。その背景には、避妊や中絶などにより出産が控えられたことや必ずしも世間体を気にしないで未婚でも子どもを産む風潮がみられるからであろう。それよりも、後述するように、嬰兒殺に代わって児童虐待死が増加していることが注目される。十分な養育環境にない状況で子どもが生まれて、嬰兒のまま殺さないまでも、育児を放棄し、あるいは虐待して、結局は死に至らしめる状況は、現代版「子殺し」の様相を呈しているように思われる

表3 嬰兒殺の推移

年度	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
嬰兒殺被害者数	207	167	129	82	52	33	27	13	18

※警察庁の資料による。

## 1-2-3 高齢者による子殺し

次に高齢者がわが子を殺す状況を見てよう。わが国における高齢者の犯罪は、高齢になって初めて犯罪を行う高齢初犯という特徴がみられる。これが意味するのは、それまで比較的穏やかで平穏な人生を送ってきた人が晩年になって犯罪を行うということである。まさしく「晩節を汚す」のである。もちろん、以前からの犯罪傾向を引きつぎ晩年になっても「足を洗うこと」なく犯罪人生を歩み続ける者も少なくない。しかし、高齢期になって人生で初めて葛藤を抱え犯行に至る状況は、高齢化社会を迎えて一定の重要性を帯びているように思われる。統計によると、平成23年では、殺人で起訴された者のうち、65歳以上の者が15.7%を占め、この比率は年々上昇傾向にあり、平均寿命の上昇や高齢化に伴い、今後も比率が高まるおそれがある。

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

高齢者の殺人もその意味では、それまでの順調な人生から一転し、社会から追い詰められた姿が浮かんでくる。表2にあるように、平成28年において、65歳以上の者による殺人は対親族だけでも年間100件を数える。この中で配偶者殺しは59件、子殺しは26件であり、最も身近な者への攻撃がみられる。といっても、配偶者殺しでは介護疲れの事例、子殺しでは成人した引きこもりの子の将来を案じた事例が一定数含まれると思われるから、高齢者が加害者とはいえ、同情を禁じ得ない部分がある。たとえば次の事件はその典型例であろう。

「70歳の父親は、20年以上引きこもっていた44歳の長男が寝ていたところをベッドの上から首を絞めて殺害した。妻に付き添われて警察に自首したその父親は、警察で自分も歳をとり、息子の将来を悲観して殺したと自供した。長男は10代の頃に体調を崩し高校を中退後、大検を受けて大学に入学したものの再び中退し自宅に引きこもりがちになった。長男はその後別居し一人住まいになったが、毎日母親が訪れて食事などの世話をしていたという<sup>7</sup>。」

## 1-2-4 高齢者に対する殺人

次に近年にわかに注目を集めているのは、家庭内における高齢者を対象とした殺人であろう。通常は老老介護を契機とした殺人にみられ、「介護殺人」なる言葉も生まれている。わが国の超高齢化に伴い、高齢の親を中年ないし、やはり高齢の子どもが介護を苦にして、あるいは半ば安楽死のような形態で殺害する例である。先の表2には、「20歳から64歳までの被疑者が親を殺した」数値が含まれている。この10年間で計1,162名がこの年齢層の子どもに殺害されており、決して希有な事例ではない。

法務省が行った調査<sup>8</sup>によると、2000年から2009年までの10年間で高齢者対象の家庭内殺人件数は、殺人全体の4%を占め、家庭内殺人全体の10%を占める。女性高齢者に対する殺人の加害者は配偶者41%、息子36%であり、男性高齢者に対する加害者は息子が72%を占める。その動機別では、失望・怒り・諦め(32.9%)、口論(25.7%)が経済的利得よりも多いが、注目されるのは「動機なし」が2割を占める状況である。将来を悲観した殺人を示すものと思われる。

この点に関し、厚生労働省が介護されている高齢者が親族によって殺害された統計を発表している。表4が示すように、若干の波はあるものの、概ね毎年20件から30件前後の事件が発生している。平成26年の死亡事件25件のうち、12件が介護者による虐待死、介護放棄による致死7件、心中3件であった。しかし、どれも似たような動機であると思われる。

<sup>7</sup> ダイヤモンド・オンライン [diamond.jp/articles/-/45866](http://diamond.jp/articles/-/45866) を参照した。

<sup>8</sup> 法務総合研究所研究部報告45号「家庭内の重大犯罪に関する研究」(2012年)

表4 高齢者(被介護者)に対する家庭内殺人

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
虐待等による死亡例	件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25
	人数	32	27	24	32	21	21	27	21	25



## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

次はその典型例として、介護者である 50 歳代男性が同居していた 80 歳代の母親を殺害した事例である。

「男性は同居していた母親が突然倒れたのを契機に、介護に集中するために長年勤めたスーパーを辞めたが、生活費に困るようになり、再び非正規社員として勤め始めた。しかし、全面的な介護が困難になったことから母親が不満を漏らすようになり、男性も仕事と介護でほとんど寝る時間すらなくなり、誰にも相談することなくストレスが溜まっていた矢先、母親が自分の境遇に理解を示さず、また非正規社員の身分を叱責したため口論となり、思わず手を挙げたところ、母親はそれが原因で死亡した。<sup>9)</sup>」

このような事例は、あるいはどの家庭でも起こりうる話であり、はたして自分がその立場に置かれた場合、これと違った方法をとることができるのかという現代の介護社会の難問を突きつけているように思われる。

<sup>9)</sup> NHK「クローズアップ現代」を参考に作例した。

## 2. 親殺しの状況

親殺しも家族関係のもつれから生じる現象であるが、態様は種々みられる。問題となる現象を大きく分けると、①未成年者が親を殺す場合、②嫁が姑・舅を殺す場合、③その他となろう。

### 2-1 若年者による親殺し事件

この事例では、まず 1980 年に発生した神奈川県川崎市の金属バット事件が思い起こされる。この事件が衝撃的であったのは、いわゆるエリート家庭で発生したからであり、犯行に使ったのが野球用の金属バットであったからである。

「父親は東大、兄は早大を卒業して一流企業に勤めるなどの恵まれた環境で犯人の男性（当時 20 歳）は浪人 2 年目であって、事件当日酒を飲んで帰宅したところで父親と口論となり、「出て行け」と言われたことが契機となって、深夜寝静まった両親を金属バットで襲い両名を殺害したのである。その凄惨さは天井に血が飛び散るほどであった。<sup>10)</sup>」

さらに、これの前年には東京世田谷で 16 歳の孫が 67 歳の祖母を殺す事件も発生している。

「祖父、父親と一族が学者であるエリート家族で育った少年は進学校に通う高校生であったが、日頃から、この一族で実権を握っていた祖母に日常的に干渉され、趣味や友人関係、読書傾向に至るまでこと細かく口を出されていた。両親が離婚し、入り婿の父親が家を離れたため、祖母の干渉は一層増大した。ある日、祖母と口論となり祖母を殺害し、少年も自らビルから飛び降り自殺した。」

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

これらの事件が社会に大きな衝撃を与えたのは、この種の事件が従来、たとえば加害者は精神に障害があるとか被害者の父親が酒色に耽り家庭をかえりみないなど、特殊な事情が背景にあるといったケースが多かったのに対して、上記2例に事件は格別の事情というほどではなく、やや後者は家庭が複雑であったということはあるものの、どちらもどの家庭にもみられる事情だったからである。むしろ、両方の事件は家庭的には恵まれた環境で発生しており、恵まれた家庭でも受験という社会的な通過儀礼を通して強力な葛藤が生じることを示している。これらの事件に接した、受験生を抱える家庭では、当時その加熱した報道もあって、どこも肝を冷やしたに違いない。

<sup>10</sup> 佐瀬稔『金属バット殺人事件』（草思社,1984年）を参照した。

### 2-2 尊属殺の扱い

親殺しの現象は、世界的にみられ、ローマ法にもみられるように、これに対しては特別な規定をおいて厳罰化してきた。とくに目上や親を敬う儒教思想の強いアジア諸国では通常の殺人罪（親が子を殺す行為を含む）とは別に殺親罪を設けて両親や祖父母の保護を強めてきた。しかし、こんにち全体的にはこの種の思想や考え方は弱まっており、以下にみるようにわが国でも尊属殺人罪が廃止されるなどの傾向がみられる。

事実、わが国には明治40年に作られた現行刑法において普通殺人罪（199条）の他に尊属殺人罪（200条）が規定されていた。すなわち、「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と。当時、普通殺人罪が3年以上の有期懲役刑も設定されていることに比較すると、尊属殺は死刑か無期懲役しかなく、かりに情状などの事情があり刑が減輕されても、執行猶予を付けることができず、必ず実刑判決になったのである。しかも配偶者の直系尊属も含まれており、血縁のない義理の父親（舅）や母親（姑）を殺しても同罪であった。この規定の背景にあるのは、最高裁判決（昭和50年11月12日）にもあるように、「夫婦、親子、兄弟等の関係を支配する道徳は、人倫の大本であり人類普遍の道徳原理であって、尊属に法的な特別の保護が及ぶことは当然である」という思想である。簡単に言えば、家族の人間関係は特殊であって人・倫理の基本であり、これはどの国にも通用する普遍的な原理であるから、親や祖父母を特別に法律上保護するのは当然とするものであろう。

確かに、親殺しという特別の罪は西欧でもローマ時代からみられた。ラテン語には父親殺し（parricide）、母親殺し（matricide）という語が存在する。そして、それぞれの国では著名な親殺しの事件が歴史的に語られてきた。その中でも神話として「オイディプス王」の物語はよく知られる。両親に捨てられたオイディプスがそれと知らず、父親のライオネスを殺し、実母であるイカオスと結婚するが、のちにそれを知り、わが目を抉り、そして追放されるという不遇の物語であり、こんにちでもしばしば演劇などで上演されている。よく知られるように、オイディプスの物語は、その後、精神分析医ジークムント・フロイトのエディプス・コンプレックスの起源ともなった。

子殺しと異なり、わが国の親殺し現象の特徴は、かつては「舅・姑殺し」のように、いわば血のつながりのない者の間の殺人であり、家族間の人間関係のもつれと言ってよいであろう。最も典型的には、嫁による姑に対する殺人であって、姑による嫁いびりの反動としてみられる現象と

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

された。つまり、新しく嫁入りした家において夫の母親との人間関係に悩んだ挙句の結末がこの親殺しであったのであるが、こんにち3世代同居は少なくなり、この種の事件はほとんどみられない。

もちろん、実の親を殺す事件も発生している。血のつながりのある「親殺し」という点で思いつく事件といえば栃木矢板事件であろう。この事件は最高裁判所において憲法判断を仰いだ事件として知られ、そして刑法の尊属殺人罪規定の改廃をもたらした事件であり、高校の教科書にも載っているほどの知られた事件である。少し長いが親殺しがどのような状況や動機で行われることが多いのか、また尊属殺人罪がいかに不当な規定であったかを知る機会でもあるので、この栃木矢板事件を紹介しよう。

### 2-3 栃木矢板の尊属殺事件

この事件は昭和43年（1968年）10月に栃木県矢板市で発生した親殺し、つまり実の父親を殺した女性の物語である。実はこの女性、中学生の頃から実の父親に性的虐待を受け続け、29歳になるまでに実に11人の子を身ごもり、そのうち5人の子を出産したという特異な経緯がみられ（うち2人は幼児期に死亡）、医者に勧められ不妊手術を受けたほどであった。そのように近親相姦は日常的、継続的に行われ、家庭の事情から家から出ることはできずに苦しんだ末の犯行であった。実際には、職場で知り合った男性との結婚を父親に相談したところ、父親は激怒し、10日間に渡り監禁した際に口論となって父親を絞殺したのである。

裁判では従来判例に従い尊属殺人罪で起訴されたが、判決は動揺している。すなわち、第一審の宇都宮地方裁判所では刑法200条を違憲であるとして判決では情状を考慮し無罪判決が出されたが、2審の東京高等裁判所では200条を合憲とし懲役3年6月の実刑判決を言い渡した。そして最終審の最高裁判所大法廷では尊属殺人罪の適用を判例変更し、200条違憲として通常の199条を適用して女性に懲役2年6月執行猶予3年の判決を言い渡したのである。裁判官15名のうち違憲とする者14名、それに反対する者1名による結論であったが、尊属殺人罪が普通殺人罪よりも異常に重いことが憲法14条「法の下での平等」に反するとする理由によるものであって、尊属殺人罪を別途規定することに賛成する裁判官が6名いたことは注目に値する。すなわち、その当時、依然として親殺しと子殺しは別であるとして、育ての恩のある親を殺すことは罪が重いと考えられたのである。

この違憲判決によってその後実務上、尊属殺人罪の適用は控えられ、親殺しの事例でも普通殺人罪が適用されてきたが、平成7年の刑法改正では法律上も尊属殺人罪の規定が削除され、現在は親殺し・子殺しにおける刑の区別はなくなっている。

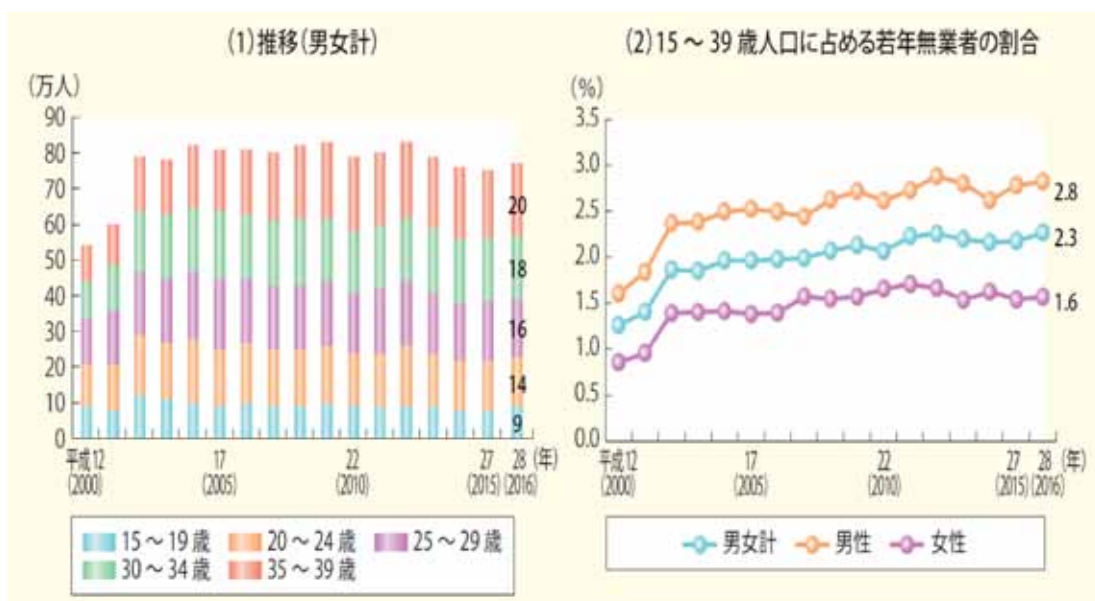
### 2-4 子による親との心中

以下にみるように、一般的には一家心中といえば、親による子どもとの無理心中が想定されるが、必ずしもそうではなく、場合によっては子どもが計画した一家無理心中もみられる。現代のように社会が複雑化し、また家族が高齢化してくると様々な葛藤が生まれるのである。次の例は、その一場面である。

論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

「その家族の次男（無職、45歳）は、長く引きこもりの状況にあり、50歳代の兄、80歳の母親と同居していたが、兄が仕事のため外出中に、都営アパートの一室で木炭を燃やし、日頃介護をしていた母親を一酸化中毒で殺害した。次男は自分も一緒に死のうとしたが、自分は外に出て死にきれなかったという。次男はすでに同様の方法で過去に2回ほど心中を試みていたという。」

高齢化した両親、認知症で介護の必要な家族の存在、一方では無職で収入の途がない引きこもりが続く中年の子ども。どう考えても、家庭の中に一瞬の笑いや明るさもなく、常にのしかかる将来への不安と絶望。この種の事件が、たとえば強盗目的の伝統型の殺人などと異なるのは明らかであろう。好き好んでわが母親を殺す人はそうは多くないはずだからである。このような引きこもりを契機とする家族間の事件は今後、さらに顕在化することが十分考えられる。なぜなら、引きこもりから脱却する手立て、たとえば就職や結婚などの契機はほとんど展望がなく、そのまま加齢が進むと高齢者の引きこもりが増える可能性があるからである。次の図は、厚生労働者「子ども・若者白書」に示されたものであるが、「若年無業者（15歳～39歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）」が平成25年で全国に約80万人がいるという現実、今後、家庭内葛藤を増大させる大きな要因であろう。この統計には40歳以上の引きこもりを含んでいない点に注意を要する。要するに、上記の事例は他人ごとではないのである。



※厚生労働省の資料による。

### 3. 児童の心中死・虐待死

こんにちの子殺しとしては、心中事件などが減少する一方で児童虐待による死亡事件が目立っている。といっても、虐待による死亡の判断は困難が伴い、検証が必要である。そこで、厚生労働省は個々の事件について虐待と死亡の因果関係を調査して、その結果を発表している。図3は、

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

心中と虐待による児童死亡者数の推移である。注意すべきはそれぞれの調査対象時期は年度がばらばらな点であり、第2次から第4次まで年間、第6次以降は年度の数値であり、比較しづらいが、それでもこの図では大まかな推移は看取できるし、同じ時期に発生した心中と虐待の比較はできるであろう。これをみると心中件数がこんにちでも依然少なくないこと（たとえば平成25年4月1日から26年3月31日までの1年間で児童死者数が33名である）、心中と虐待の事例数・死者数が平成18年あたりから逆転していることである。いずれにせよ、この10年間で計1,000名以上の児童が主として家庭の事情で死を強いられていることになる。これは冒頭で論じたように、わが国における殺人事件を含む犯罪による死亡事件が少ない点に鑑みると、非常に目立った数値であると言わなければならない。

図4 心中と虐待による児童死亡者数<sup>11</sup>

	調査 時期	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	8 次	9 次	10 次	11 次	総数
心中	事例数	—	5	19	48	42	43	30	37	29	29	27	330件
	死者数	—	8	30	65	64	61	39	47	41	39	33	454人
虐待	事例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	588件
	死者数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	626人

※厚生労働省の資料による。

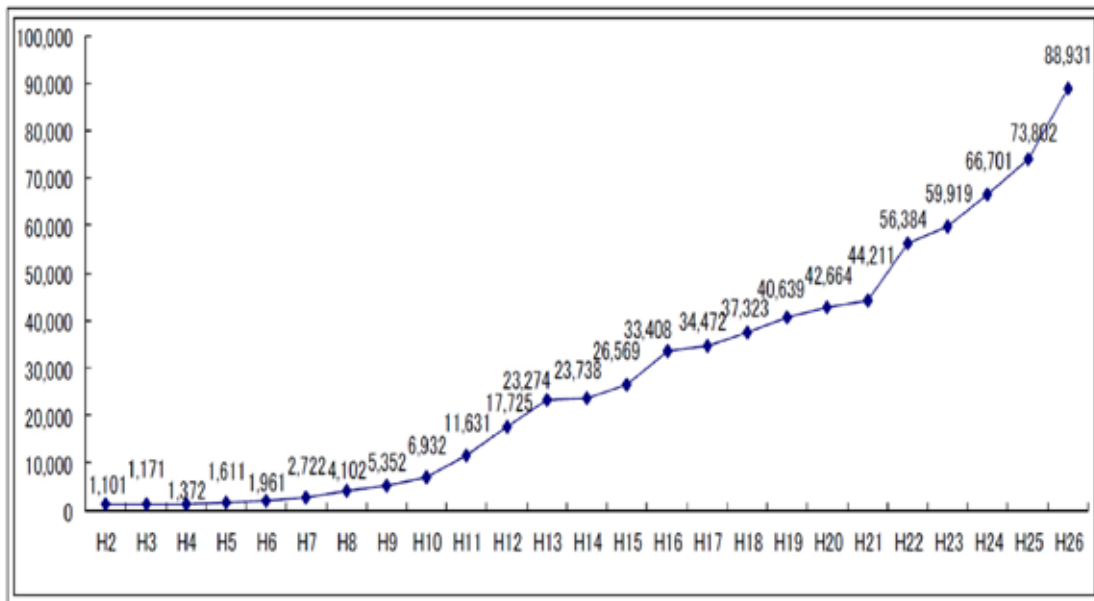
次に児童虐待による死亡事件において平成28年の虐待者別にみてみよう。要するに誰に虐待を受けているのか。警察庁の統計によると虐待全体1,113件における加害者は圧倒的に父親（実父が465件）が多いが、他方で死亡事件に関しては71件中の加害者の大半は母親（実母が54件）である。父親ではなく、母親がわが子を虐待死に至らせているというのは何か悲哀を感じさせるものがある。さらに、死亡事件の被害児童の年齢をみると、1歳未満が40%以上を占め、乳幼児が虐待死している状況が窺える。これは厳密には嬰兒殺しとは言えないまでも、限りなく現代における「嬰兒殺し」の延長にあるように思われる。実際、警察の扱いでは殺意のある「殺人」として取り扱われている。

図5からも理解されるように、児童相談所への虐待相談件数の上昇に従い、虐待死の数も概ね増加傾向にある。とくに虐待の中でも注目されるのは身体的虐待である。なぜなら、身体的虐待が過激である場合、虐待死に至る可能性があるからである。平成26年において、虐待相談件数総数88,931件のうち、身体的虐待は26,181件で全体の29.4%を占め、心理的虐待に次いで多い。確かに身体的虐待が直ちに死を招くわけではなく、その比率もきわめて低いとはいっても、楽観できるものではなく、この動きには十分注意しなければならない。

いずれにしても、こんにち後述するように、嬰兒殺が減少する中で、児童虐待による子どもの死が増える傾向を鑑みれば、現代的な意味で、嬰兒殺から虐待死への変化の構図が窺える。

論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

図5 児童虐待の相談件数



※平成 22 年のみ福島県の統計を除いた集計である。  
 ※厚生労働省の資料による。

<sup>11</sup> 調査対象時期の区分は以下の通りである。第1次:平成15年7月1日～12月31日、第2次:平成16年1月1日～12月31日、第3次:17年1月1日～12月31日、第4次:平成18年1月1日～12月31日、第5次:平成19年1月1日～20年3月31日、第6次:平成20年4月1日～21年3月31日、第7次:21年4月1日～22年3月31日、第8次:平成22年4月1日～23年3月31日、第9次:平成23年4月1日～24年3月31日、第10次:平成24年4月1日～25年3月31日、第11次:平成25年4月1日～26年3月31日

#### 4. 子殺しの状況

これまで家庭内殺人の全般的な状況を見てきたが、さらに動物学などの知見を参考にしながら、子殺し・親殺しを詳細にみてみよう

##### 4-1 動物世界における子殺し

子殺しの現象については動物行動学でもしばしば指摘されている。とくにサルの生態については、わが国の研究者による調査がかなり進みつつある。実際、1965年インドでサルのオスによる子殺しが発見され、学界に大きな衝撃を与えたといわれる。一般に、動物学では同種殺りくは種族保存の本能から起こらないとされていたからである。ノーベル賞受賞者の動物学者ローレンツは、同種間殺りくを行うのは種族保存の本能が破壊された人間だけであると断じたほどであった。

このサルによる子殺しは、群れに属しないオスが群れのオスを追い出してボスとなり、そのオスが子持ちのメスサルを襲い、その赤ん坊をかみ殺したという。そして、メスは発情をはじめ、殺したオスと交尾して子どもを産んだという。すなわち、殺害者の子どもを出産したのである。ただ、当時はこの現象は病的で異常であるとされた。しかし、のちに他の霊長類やライオンなどにも同様の現象がみられるようになって、必ずしも異常とはされなくなったのである。この子殺しの現象については、オスの繁殖戦略の一つとされ、他のオスの子どもを排除し、メスの発情を

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

早め、自分の子どもを確実に残そうとしたのだと説明された<sup>13</sup>。というのも、子どもを殺されたメスは授乳が止まり、発情を抑えるプロラクチンという物質が消え、その結果発情が始まり、殺害したオスザルとの交尾を可能にしたというのである。オスザルからみれば繁殖戦略として非常に合理的な行為といえよう。しかも社会生態学的には、肉食ではないサルが子ザルを食べることが確認されたことにより、メスが子ザルを守るために強力なオスを必要として、メスはオスを群れに引き入れて長期にわたる絆を結ぶようになったと説明されている。

そして、また別のゴリラの子殺しの調査では、さらに興味深い事実が指摘されている。群れには属しないオスのゴリラが血縁関係のないメスの子どもを殺すのは、決まってその群れのボスゴリラが不在のときであったという。ボスの不在は密漁や病気などでしばしば起こる。このゴリラのケースでも、わが子を殺されたメスは発情して殺害したオスの子どもを出産している。そこで、この状況を観察した研究者は、オスの核となるボスのゴリラが群れの中で健在のときはほとんど子殺しが起こらないことから、ボスゴリラの存在の有無が子殺しの発生を左右し、ボスゴリラがいわば子殺しを抑える役割を果たしているとする。

### 4-2 子殺しの歴史

人間の世界にも子殺しの風習は原始社会からみられるといわれる。多くの国の文献には、子殺しの暗黒史が記述されている。とくに嬰兒殺し（infanticide）の文化や風習が存在していたことが記されているし、現在でも未開社会には一部存在するといわれる。その多くは人口抑制の方法としてなっていた。つまり、社会の生産力や生活形態の規模に応じて扶養しうる人口が決定されるため、子どもの誕生が必ずしも歓迎されなかったのである。たとえば生まれた子が非常に体が弱いとかいう場合に、いわば自然淘汰のようなことが行われていたのである。狩猟民族においては低い生産力や移動しうる人数に制約があるために乳幼児の数が制限され、とくに労働力とならない女兒が殺害されることが多かったとされる。農耕が中心のわが国でもこの風習は明治時代までみられ、いわゆる「間引き」が行われていた。もともと間引きは農家で代々使用された言葉で、「高い収穫を得るために良い苗を選んで植え、悪い苗や不要な苗をうろ抜くこと」を意味した。それが転じて「子どもが多く、養育しがたいときに不要の新生児を殺害すること」を意味するようになったのである。「間引き」という表現には「殺す」という強い言葉を避けたいという親の心の悲しみを伺い知れるところがある。そして、江戸時代 260 年間において人口はほぼ 2,600 万人前後で推移したという背景は、このような子殺しの暗黒史がみられたのである<sup>13</sup>。

しかし、近代社会になってくると人間社会の進歩とともに、子殺しの意味も変化するようになる。先に述べたローレンツは、「人間の子どもだけが生まれて放置されると死んでしまう存在である」という趣旨を述べている。これをさらに敷衍するならば、かつて子育てが自然に親の本能として行われていた時代が去って、教育や保育が強調されるようになると、意図的、計画的に人間を育てる時代に変化してきたが、親の中には、このような教育や保育を放棄したり、関心を持たない者が出てきて、これがいわば現代の子殺しに当たるのではないかという見解もみられる。それは、ちょうど児童虐待の概念の中に「ネグレクト」が含まれるように、親が生まれた子に何もしなければ子どもは死んでしまうのであり、まさに現代の虐待が子殺しの系譜であるといえよう。とりわけ、こんにちのように、地域共同体の崩壊とともに、生まれた子を地域で育てるといった伝統的なセーフティ・ネットが衰退したことによって、虐待死が多発する社会に変化したのだと思われる。

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

つまり、地域社会の生産力とのバランスで行われた「口減らし」「間引き」から、個々の両親のモラルの低下や子育てへの無関心により、虐待という子殺しに変化してきたのである。

<sup>12</sup> 山極寿一『暴力はどこからきたか～人間性の起源を探る』(NHK ブックス、2007年) 173頁。

<sup>13</sup> 中谷瑾子編『子殺し・親殺しの背景』(有斐閣、1982年) 2頁によると、江戸時代においても都市部では残忍な間引きは避けられて、中条流という墮胎が利用されたという。

#### 4-3 子殺しの処罰

先に掲げたように、わが国は殺人をわずか刑法 199 条のみ 1 条で処理しており、刑罰も死刑、無期懲役、5 年以上の有期懲役と幅広いのが特徴となっている。したがって、子殺し・親殺しも 199 条で処罰され、量刑は裁判官（場合によっては裁判員も関与）の裁量で決定される法制を採用している。しかし、多くの国で、謀殺と故殺を区別したり、手口として毒殺、わが国の旧規定の尊属殺なども区別され、さらに嬰兒殺を別個の条文に規定する例も少なくない。とくに嬰兒殺は刑の減軽事由とされ、刑を軽減する理由として名誉を維持するための緊急避難的な行為であるためとか、出産や産後の心身の動揺に配慮するためなどの事項が挙げられている。もっとも、「嬰兒」の定義は国によってまちまちであり、イギリスなどは 12 ヶ月未満の子とし、またドイツでは分娩中もしくは分娩直後の子とするなどの立法例があるが、わが国では一般にイギリス同様、12 ヶ月未満とされる。また、嬰兒殺の減軽的な適用を受けるのは産みの母親に限定されるのが世界の標準であるが、わが国では必ずしも母親に限らず、父親・祖父母も含まれるなど限定がない。

それでは、実際には嬰兒殺について、どの程度の刑が裁判で言い渡されているのであろうか。先述したように、嬰兒殺が起こるのはたとえば私生児を産んで世間体を気にしたとか、母親の産後うつなど一般的には気の毒な事情から殺害に至ったというケースが多く、実際の裁判でも刑が軽い傾向にある。古い統計ではあるが、昭和 47 年の法務総合研究所の調査によると、判決では執行猶予付き懲役 2 年以上 3 年以下というのが全体の 90% を占めているという数値がみられ、実刑は回避されて執行猶予がつけられている。まさしく寛刑と言ってよく、嬰兒殺に対する量刑が画一化されていることが理解される。しかし、近年、嬰兒殺が同情すべきというよりもかなり悪質な事例もみられ、寛刑でよいのかと批判する研究者も少なくない。社会事情は大きく変化の中で、判例を中心とした量刑相場が時代に合っていない状況がみられるのも事実であろう。

#### 4-4 子殺しの原因・背景

それでは、どのような原因や背景で我が子を殺害しているのであろうか。子殺しの社会的心理的要因として、次の事項が指摘されている。①住宅事情、②核家族化、③子どもの疾病・病弱（障害児を含む）、④家庭・夫婦関係の不和、⑤生活困窮・借金苦、⑥シングルマザー（いわゆる未婚の母）、⑦教育ノイローゼなどが指摘されている<sup>14</sup>。一般的には、子どもの疾病や病弱を原因とする子殺しが夫の協力を得られず母親が孤立して起こることは確かにしばしば報道されているし、教育ノイローゼだけでなく育児ノイローゼなども核家族になってかつての 3 世代同居に伴う祖父母の支援や助言を受けることができない事情から生じることも十分考えられる。貧困・生活苦は、母親本人にも死ぬ意思がある可能性があり、従って心中の形態が多いであろう。このよう



## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

に、単一の原因によって子殺しが発生するというよりは多様な原因が混じりあって発生しているのが現実であると思われる。そもそも子殺しの原因を特定すること自体、かなり困難な作業であり、一律に論じることはできず、これらの要因が複合している。また子殺しの遠因として、これらの他にも、母性の喪失・欠如、母親による子どもの私物化、集合的無意識（ユング思想）とか、社会的な現実として安易な人工妊娠中絶とか、種々の指摘がされているが、いずれも決定打に欠けると言わなければならない。

それでは、どのような原因や背景で我が子を殺害しているのであろうか。子殺しのケースとして住宅事情を要因と掲げられる以下の事例でも、確かに発生時の状況は記述的には次のようなストーリーであっても、家族の構成や夫の家事や育児の態度、母親本人の性格などによっても結果は変わりうると思われる。

---

<sup>14</sup> 佐々木編・前掲書 140 頁。

「民間アパートに住む N 子さん（24 歳）が、いつまでたっても泣きやまない次女 A 子ちゃん（2 歳）に腹を立て、おむつを口に押し込み、顔に毛布をかぶせたところ、数分後 A 子ちゃんは窒息して、ぐったりしてしまった。N さんは、長男（4 歳）を頭に 3 人の子どもがあり、子どもの年齢が接近していて、いずれも手がかかる上に、6 畳と 4 畳半の二間だけの借家住まいだったので、日頃から隣室の人たちに気を使っていた。2, 3 日前にも、隣室から『静かにさせて下さい』という苦情があった。」

さらには、子殺しの要因は時代的にも社会的にも変遷するので、なかなか一義的に決定することは困難である。たとえば最近では、先にみた老老介護の末に親を殺すとか、引きこもりの子どもを殺すなどの事例がみられ、新たな社会現象を生み出している。したがって、実際には社会的心理的な要因の複合現象ということができよう。

もっとも、子殺しや心中は、家庭的に恵まれない社会経済的な不利条件を抱える家庭だけで起こるわけではない。先の世田谷事件のように、外観からは順調に見える家庭でも、子殺しの事件は発生している。たとえば、開成高校生が親に殺された事件がある。

「父親は東京北区で飲食業を営んでいたが、長男 A が小学校、中学校で優秀な成績を収め高校は進学校に入ったことから、将来を大いに期待していた。しかし、A は高校に入ると最下位の成績に沈むようになる。実は A には身体的悩みがあり、それでいじめられたこともあり、勉強を怠るようになり、親には反抗的な態度をとって、ときには「殺してやる」などと叫ぶようになった。親は心配のあまり精神病院に通院させることになるが、A の母親に対する暴力は度を増すようになり、そこで、父親は思いあまって、ある日、一家心中するつもりで寝ている長男の首を絞め殺害した。」

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

この事件は第二次反抗期を迎えた男子が親との葛藤を抱える一時的な現象で、かつて「家庭内暴力」として、このレベルには至らないとはいえ、どの家庭にもみられた親子間のトラブルであって、おそらく時間が経てばあるいは解決できた事件であったように思われる。第二次性徴期と受験競争が重なる、人生で最も困難な時期の一つであろう。もっとも、こんにちこのような殺人レベルに達する親子間トラブルは比較的少ないようであり、「家庭内暴力」も現在ではDV(夫婦間暴力)を指すのが一般となって、社会現象的には大きな変化がみられるように思われる。

おわりに

以上にみてきてわかるように、子殺し・親殺しの現象は人類においても動物世界においても一定の普遍性があり、格別奇妙な現象とはいえないことである。このように考えてしまうと我々にはそれを防ぐ手立てはないのかと諦念を抱くことになりかねないが、当然ながら、その理由はともかくも、どうみても子殺し・親殺しは殺人であることには変わりなく、血縁の近い者同士の殺戮、しかも最も安寧の場である家庭が修羅場になるのであり、人間社会における最大の不幸と言わなければならない。そして、それを阻止しなければならないことは言うまでもない。よく知られるように、精神科医フロイトはエディプス・コンプレックス概念を創出し、人間の根源には父親殺しの願望があると言いつつも、すべての子どもが父親殺しの衝動を行動に移すのではないことは承認しており、大半の子どもは父親と張り合うのをやめて、むしろ父親を見習い、同一化し、その逞しさや力強さを取り込む道を選ぶという。また、『甘えの構造』の著者である土居健郎氏は、エディプス・コンプレックスが強く意識されて父に対する敵意となり、母に対する愛着が性的な衝動にまで至るのは、子どもが親の愛情に十分に恵まれず、親に対する信頼感を抱くことができなかった場合、つまり安心して甘えることができなかった不幸な場合であると断じている。言い換えれば、健全な家庭であれば父親殺しは起こらないのである。

いずれにせよ、現代社会において、親殺し・子殺しという親子関係の闇は静かに進行しており、インターネット社会など高度な科学技術が進む中でも、いわば原始的な家族の葛藤が形を変えて繰り広げられている。子どもに関していえば、虐待死という物理的な形態だけでなく、先にみた児童虐待における心理的虐待は、いわば「精神的な子殺し」と言えるし、高齢者による成人した子どもの殺人も含め、地域からの孤立や無縁化がもたらした悲劇であって、地域社会の崩壊とともに、誰にも相談できずに家族の葛藤を暴力や殺人という形で解決している姿は、どうみても健全な社会ではないであろう。

このような状況については結局、公的機関の対応をもって解決していくしかないように思われる。かつて家族のもめ事に対しても近隣の親族や知人の力で何とか大事に至らないように収めてきた地域の力は現在では、介入権限を有する公的機関に依存せざるを得ない状況になっているように思われる。その証拠に、児童相談所に持ち込まれる児童虐待の相談件数は全国で平成2年ではわずか1,101件であったのに対して、平成26年では88,931件であり、近隣の人々は自らの介入や解決ではなく、児童相談所という公的機関にそれを委ねている姿がみられるのである。今後もこの動向は続くものとみられ、そのためにも今一度、公的機関の対応のあり方を再認識することが必要であろう。

## 論文特集「親子関係の解剖学～その闇に迫る」

## 参考文献

- ・中谷瑾子編『子殺し・親殺しの背景～＜親知らず・子知らずの時代＞を考える』(有斐閣、1982年)
- ・佐々木保行編著『日本の子殺しの研究』(高文堂出版、2009年)
- ・石川栄吉他編『文化人類学事典』(弘文堂、1982年)
- ・山極寿一『暴力はどこからきたのか～人間性の起源を探る』(NHK ブックス、2007年)
- ・杉山幸丸『子殺しの行動学』(講談社学術文庫、1993年)
- ・河合幹雄『日本の殺人』(ちくま新書、2009年)
- ・渡邊泰洋「増え続ける児童虐待への対応」『web マガジンみらい』創刊号(日立財団、2017年)
- ・守山正他編『ビギナーズ犯罪学』(成文堂、2016年)